

事業報告書

令和7年度（2025年度）
（第1期事業年度）

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

地方独立行政法人知多半島総合医療機構

目 次

1. 法人の目的及び業務内容	
① 目的	1
② 業務内容	1
2. 法人の位置付け及び役割	1
3. 中期目標の概要	1
4. 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略等	
① 理念	3
② 基本方針	3
③ 知多半島総合医療センターの運営方針	3
④ 知多半島りんくう病院の運営方針	3
5. 中期計画及び年度計画の概要	4
6. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
① ガバナンスの状況	8
② 役員等の状況	8
③ 職員の状況	8
④ 重要な施設等の整備等の状況	9
⑤ 純資産の状況	9
⑥ 財源の状況	9
⑦ 社会及び環境への配慮等の状況	9
7. 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策	
① リスク管理の状況	9
② 業務運営上の課題及び対応策の状況	10
8. 業績の適正な評価に資する情報	10
9. 業務の成果及び当該業務に要した資源	12
10. 予算及び決算の概要	13

11. 財務諸表の要約

① 貸借対照表	14
② 損益計算書	15
③ 純資産変動計算書	15
④ キャッシュ・フロー計算書	15
⑤ 行政コスト計算書	16

12. 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

① 貸借対照表	16
② 損益計算書	16
③ 純資産変動計算書	17
④ キャッシュ・フロー計算書	17
⑤ 行政コスト計算書	17

13. 内部統制の運用状況

14. 法人に関する基礎的な情報

1 法人の目的及び業務内容

①目的

地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「機構」という。）は、半田市・常滑市から指示された第1期中期目標に基づき、知多半島医療圏の地域医療の中核を担い、半田市・常滑市の医療政策として求められる急性期から回復期に係る医療を提供するとともに、地域と連携し当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的としています。

②業務内容

- (1) 医療の提供に関すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 医療従事者の研修に関すること。
- (4) 医療に関する地域との連携に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関すること。
- (7) 病院施設の整備及び人材の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

2 法人の位置付け及び役割

機構は知多半島総合医療センター、知多半島りんくう病院及び訪問看護ステーションきずなを運営し、知多半島地域における医療提供体制の中核を担います。

高度急性期から在宅医療まで幅広いサービスを提供し、政策医療の推進や地域医療連携の強化、医療従事者の育成にも注力し、効率的かつ透明性の高い運営を通じて、地域医療の維持・発展に寄与します。

3 中期目標の概要

第1 中期目標の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 提供する医療サービス

- (1) 救急医療
- (2) 災害医療
- (3) 周産期医療・小児医療
- (4) 重要疾病への対応（がん）
- (5) 重要疾病への対応（脳卒中、心筋梗塞）

- (6) 重要疾病への対応（糖尿病）
- (7) 感染症医療
- (8) リハビリテーション医療
- (9) 高度生殖医療

2 医療の質と成長

- (1) コミュニケーションの充実
- (2) 安全・安心で良質な医療の提供
- (3) 時代に即した医療の提供
- (4) 患者サービスの向上
- (5) チーム医療の推進

3 地域連携

- (1) 地域医療構想における役割
- (2) 地域の医療機関への支援
- (3) 地域の医療水準向上への貢献
- (4) 地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割

4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割

- (1) 保健・医療・福祉行政との連携
- (2) 災害医療体制の充実

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な運営管理体制の確立

- (1) 法人運営管理体制の確立
- (2) 柔軟かつ効率的な業務運営
- (3) 弾力的な予算執行
- (4) 病院間における連携体制の強化
- (5) 内部統制の推進と外部評価等の活用

2 職場と職員

- (1) 働きやすい職場環境
- (2) 優れた人材の育成
- (3) 職員の評価

第4 財務内容の改善に関する事項

1 健全経営

- (1) 健全な経営基盤の確立
- (2) 収入の確保
- (3) 適切な支出の徹底

(4) 計画的な投資と財源の確保

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 病院運営におけるDXの推進
- 2 施設・設備の整備
- 3 法令・社会規範の遵守及び情報公開
 - (1) 情報セキュリティ・個人情報保護の徹底
 - (2) コンプライアンス体制
 - (3) 情報公開
- 4 法人の経営環境等の変化への対応

4 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略等

①理念

私たちは、地域医療の中核を担い、知多半島の人々の健康を支え続けます。

②基本方針

1. 医療サービス：急性期から回復期まで、切れ目のない医療を提供します。
2. 医療の質：コミュニケーションを大切にし、患者とその家族に寄り添い、安全・安心で良質な医療を提供します。
3. 医療の成長：時代に即した医療を提供し、医療水準の向上に努めます。
4. 地域連携：保健・医療・福祉の連携を重視し、地域医療に貢献します。
5. 職場と職員：職員が互いを尊重し、やりがいのある働きやすい職場をつくり、優れた人材を育成します。
6. 健全経営：効率的な運営により、健全な経営を確立します。

③知多半島総合医療センターの運営方針

1. 救命救急センターとして、24時間体制で救急医療を提供します。
2. 脳卒中センター・心臓病センターとして、高度集中的な急性期の医療を提供します。
3. 地域がん診療連携拠点病院として、質の高いがん医療を提供します。
4. 地域周産期母子医療センターとして、安全・安心な周産期・小児医療を提供します。
5. 地域医療支援病院として、医療水準の向上に貢献します。
6. 地域中核災害拠点病院として、知多半島医療圏における災害医療を担います。

④知多半島りんくう病院の運営方針

1. 急性期、回復期から在宅までの医療を担い、地域包括ケアシステムの構築に貢献します。
2. 集中的な回復期のリハビリテーションを提供し、患者が早期に在宅や社会に復帰できるよう支援します。
3. 高度生殖医療を推進し、地域の出生率の向上に貢献します。
4. 地域のニーズに即した質の高い訪問看護を提供します。
5. 特定感染症指定医療機関として感染症への対応を行います。

5 中期計画及び年度計画の概要

中期目標を達成するための中期計画と、当該計画に基づく年度計画を作成しています。
中期計画と年度計画との関係は以下のとおりです。

第1期中期計画	年度計画（令和7年度）
第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 提供する医療サービス	
(1)救急医療 ・地域の救急医療の中核として受入体制を強化 (2)災害医療 ・災害時でも継続的に医療提供できる体制を整備 (3)周産期医療・小児医療 ・安全で高度な周産期・小児医療を提供 (4)重要疾病への対応(がん) ・がん診療体制の充実と高度化を推進 (5)重要疾病への対応(脳卒中、心筋梗塞) ・急性期から回復期まで一貫した治療体制を構築 (6)重要疾病への対応(糖尿病) ・糖尿病の予防・治療・管理体制を強化 (7)感染症医療 ・感染症発生時に対応できる医療体制を確保 (8)リハビリテーション医療	(1)救急医療 ・具体的な受入件数目標を設定し救急体制を強化 (2)災害医療 ・災害時に診療継続できる体制を実践的に整備 (3)周産期医療・小児医療 ・ハイリスク分娩等に対応し周産期医療を維持・強化 (4)重要疾病への対応(がん) ・集学的治療と地域連携によるがん診療を実施 (5)重要疾病への対応(脳卒中、心筋梗塞) ・急性期から回復期までの一貫治療を実行 (6)重要疾病への対応(糖尿病) ・継続的診療と合併症対策を実施 (7)感染症医療 ・新興感染症にも対応できる医療体制を運用 (8)リハビリテーション医療

・急性期から在宅まで切れ目のないリハビリを提供 (9)高度生殖医療 ・専門的かつ高度な生殖医療を提供	・急性期から在宅まで一体的なリハビリを実施 (9)高度生殖医療 ・人工授精・体外受精等の専門医療を提供
2 医療の質と成長	
(1)コミュニケーションの充実 ・患者・家族との信頼関係を強化 (2)安全・安心で良質な医療の提供 ・医療安全と質の向上を徹底 (3)時代に即した医療の提供 ・医療の高度化・先進化に対応 (4)患者サービスの向上 ・患者満足度の向上を推進 (5)チーム医療の推進 ・多職種連携による医療提供を強化	(1)コミュニケーションの充実 ・患者対応の具体的改善を実施 (2)安全・安心で良質な医療の提供 ・医療安全対策を実行し質を担保 (3)時代に即した医療の提供 ・医療技術の高度化に対応した診療を実施 (4)患者サービスの向上 ・満足度向上に向けた取組を実施 (5)チーム医療の推進 ・多職種連携を実践レベルで強化
3 地域連携	
(1)地域医療構想における役割 ・地域医療体制の中核的役割を担う (2)地域の医療機関への支援 ・地域医療機関との連携・支援を強化 (3)地域の医療水準向上への貢献 ・医療技術・知識の共有により水準向上 (4)地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割 ・在宅・介護との連携を推進	(1)地域医療構想における役割 ・地域内での機能分担を実行 (2)地域の医療機関への支援 ・医療機関支援・連携を具体的に推進 (3)地域の医療水準向上への貢献 ・研修・連携により医療水準向上に寄与 (4)地域包括ケアシステムの構築にむけて果たすべき役割 ・在宅医療・介護との連携を実行
4 半田市・常滑市の医療施策推進における役割	
(1)保健・医療・福祉行政との連携 ・行政と連携し地域医療政策を推進 (2)災害医療体制の充実 ・地域全体の災害医療体制を強化	(1)保健・医療・福祉行政との連携 ・行政との連携施策を具体的に実施 (2)災害医療体制の充実 ・地域災害医療体制の運用強化
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 効率的な運営管理体制の確立	
(1)法人運営管理体制の確立 ・組織運営の統制と効率化を推進 (2)柔軟かつ効率的な業務運営 ・機動的で効率的な業務体制を構築	(1)法人運営管理体制の確立 ・組織管理の具体的改善を実施 (2)柔軟かつ効率的な業務運営 ・機動的な業務運営を実行

(3)弾力的な予算執行 ・状況に応じた柔軟な予算運用を実施 (4)病院間における連携体制の強化 ・2病院の機能分担と連携を推進 (5)内部統制の推進と外部評価等の活用 ・内部統制と評価制度の活用を推進	(3)弾力的な予算執行 ・状況に応じた予算運用を実施 (4)病院間における連携体制の強化 ・2病院間の機能連携を推進 (5)内部統制の推進と外部評価等の活用 ・内部統制と評価制度を実運用
2 職場と職員	
(1)働きやすい職場環境 ・職員の働きやすい環境を整備 (2)優れた人材の育成 ・医療人材の育成と能力向上を推進 (3)職員の評価 ・公正な評価制度を整備・運用	(1)働きやすい職場環境 ・労働環境改善施策を実施 (2)優れた人材の育成 ・教育・研修を通じた人材育成を実施 (3)職員の評価 ・評価制度を運用し人材活用を強化
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 健全経営	
(1)健全な経営基盤の確立 ・安定した経営基盤を構築 (2)収入の確保 ・医業収益等の確保を推進 (3)適切な支出の徹底 ・コスト管理と効率化を徹底 (4)計画的な投資と財源の確保 ・計画的な設備投資と資金確保	(1)健全な経営基盤の確立 ・経営基盤の安定化を図る (2)収入の確保 ・医業収益等の確保を実行 (3)適切な支出の徹底 ・コスト管理を実施 (4)計画的な投資と財源の確保 ・計画的な資金運用を実施
第5 その他業務運営に関する重要事項	
1 病院運営におけるDXの推進 ・ICT活用により業務効率化を推進	1 病院運営におけるDXの推進 ・ICT活用による業務効率化を実行
2 施設・設備の整備 ・医療機能に応じた施設整備を実施	2 施設・設備の整備 ・医療機能に応じた整備を実施
3 法令・社会規範の遵守及び情報公開	
(1)情報セキュリティ・個人情報保護の徹底 ・情報管理体制を強化 (2)コンプライアンス体制 ・法令遵守体制を整備 (3)情報公開 ・透明性確保のため情報公開を推進	(1)情報セキュリティ・個人情報保護の徹底 ・情報管理対策を実施 (2)コンプライアンス体制 ・法令遵守体制を運用 (3)情報公開 ・情報公開を適切に実施
4 法人の経営環境等の変化への対応	4 法人の経営環境等の変化への対応

・外部環境の変化に柔軟に対応	・環境変化に応じた柔軟な対応を実施
第6 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	
1 予算（令和7年度から令和11年度までの推定値） 2 収支計画（令和7年度から令和11年度までの推定値） 3 資金計画（令和7年度から令和11年度までの推定値）	1 予算（令和7年度） 2 収支計画（令和7年度） 3 資金計画（令和7年度）
第7 短期借入金の限度額	
1 限度額 2 想定される短期借入金の発生事由	1 限度額 2 想定される短期借入金の発生事由
第8 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画	
第9 第8に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときの、その計画	
第10 剰余金の使途	
第11 料金に関する事項	
1 診療料等 2 診療料等の減免	1 診療料等 2 診療料等の減免
第12 地方独立行政法人知多半島総合医療機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項	
1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画 2 施設及び設備に関する計画 3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 4 法人が負担する債務の償還に関する事項 5 人事に関する計画 6 中期目標の期間を超える債務負担 7 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項	1 地域の医療水準向上への貢献に関する計画 2 施設及び設備に関する計画 3 人事に関する計画 4 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項

6 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

①ガバナンスの状況

機構は、中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、地方独立行政法人知多半島総合医療機構定款第1条の目的を有効かつ効率的に果たすため、内部統制に係る規程を定めています。

また、役員（監事を除く。）における職務の執行が機構の定款又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を内部統制システムとして、その整備に関する事項を業務方法書に定めています。

詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。

② 役員等の状況

（１）役員の状況（令和7年4月1日現在）

役 職	役員名	備 考
理事長	渡邊 和彦	
副理事長	岡田 禎人	知多半島総合医療センター院長
副理事長	野崎 裕広	知多半島りんくう病院院長
理 事	大塚 泰郎	知多半島総合医療センター副院長
理 事	竹之内 靖	知多半島りんくう病院副院長
理 事	品田 正樹	知多半島総合医療センター医療技術局長兼知多半島りんくう病院医療技術局長
理 事	白井 麻希	
監 事	渡邊 健司	弁護士
監 事	平岩 勇一	公認会計士

（２）会計監査人の名称及び報酬

会計監査人は EY 新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の機構の監査証明業務に基づく報酬の額は 16,485,000 円（消費税等を除く。）で、非監査業務に基づく報酬はありません。

③職員の状況（令和7年4月1日現在）

職種	常勤	非常勤	合計
医師	161 人	132 人	293 人
看護師	606 人	86 人	692 人
コメディカル	267 人	27 人	294 人
事務等	109 人	165 人	274 人
合計	1,143 人	410 人	1,553 人

④重要な施設等の整備等の状況

- (1) 当事業年度中に建替整備が完了した主要施設等 なし
- (2) 当事業年度において建替整備中の主要施設等 なし
- (3) 当事業年度中に処分した主要施設等 なし

⑤純資産の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増減額	期末残高
設立団体出資金	6,649	0	6,649
資本剰余金	0	0	0
利益剰余金	0	▲3,417	▲3,417
合計	6,649	▲3,417	3,232

⑥財源の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
医業収益	20,003	86.7
運営費負担金	2,267	9.9
補助金等	595	2.6
その他	205	0.8
合計	23,070	100.0

(注) 計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

⑦社会及び環境への配慮等の状況

研修医や医療実習生の受け入れ、半田常滑看護専門学校への講師派遣を行うとともに、一般市民を対象とした市民公開講座や出前講座を定期的を開催する等、社会貢献活動を推進しています。

7 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

①リスク管理の状況

機構では、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構リスク管理細則」を制定し、リスクの顕在化の防止及び顕在化した場合の損失の最小化を図る体制を整えています。

リスク管理体制として、責任者及び報告体制等について定めています。また、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構内部統制推進規程」の内容に準じてリスク管理細則を定

め、リスク管理委員会を内部統制委員会が兼ねることによりリスク管理についても内部統制が行われる体制となっています。

②業務運営上の課題及び対応策の状況

機構は、理念である「地域医療の中核を担い、知多半島の人々の健康を支え続けま

す。」の実現に向けて、内部統制体制を整備し、適切な運用に努めています。業務運営に当たっては、法令遵守の徹底、業務の有効性及び効率性の確保、資産の保全、情報の適正な管理及び公開を目的とした各種規程や業務マニュアルを整備し、職員一人ひとりが責任を自覚し、適正かつ公正に職務を遂行できる体制を構築しています。

また、業務遂行上のリスクについては、組織全体で把握・評価を行い、リスクの未然防止に努めるとともに、リスクが顕在化した場合には迅速かつ適切に対応することで、機構運営への影響を最小限に抑制しています。特に、以下のような重大事案については、あらかじめ対応方針及び手順を定め、職員への周知徹底を図っています。

- ・ 機構又は職員による重大な法令違反及び不祥事
- ・ 患者情報その他機密情報の漏えい、システム障害等の情報に関する重大事故
- ・ 談合等入札・契約の公正性を損なう不正行為

さらに、内部統制の有効性を確保するため、内部統制委員会を設置し、基本方針に基づく取組の進捗状況について審議及び評価を行っています。委員会における評価結果は理事長へ報告するとともに、機構内に周知し、継続的な改善につなげています。あわせて、モニタリング（監事監査や内部監査等）や相談窓口・公益通報窓口の整備により、問題の早期発見及び是正を図る体制を構築しています。

8 業績の適正な評価に資する情報

（１）知多半島総合医療センター

ア 救急医療

知多半島医療圏で唯一の救命救急センターとして、24時間365日体制で高度急性期医療を提供しています。重症患者の最終受け入れを担い、救急救命士等への教育拠点でもあります。

イ 災害医療

知多半島医療圏の災害医療の中核を担い、災害拠点病院として診療継続体制を整備しています。DMATを保有し、被災地への医療活動支援も行っています。

ウ 周産期医療・小児医療

地域周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩に対応し、新生児特定集中治療室（NICU）や新生児治療回復室（GCU）の充実に取り組んでいます。重症小児患者の救

命医療も実施しています。

エ がん医療

地域がん診療連携拠点病院として、予防から治療まで専門的ながん医療を提供し、地域連携体制を構築しています。がん相談支援センターを中心に、患者とその家族の支援も行っています。

オ 脳卒中・心筋梗塞医療

脳卒中センター及び心臓病センターを中心に、専門医が24時間常駐し、超急性期に対応しています。脳卒中集中治療室（SCU）を整備し、早期回復を支援しています。

カ 感染症医療

新興感染症発生時には、りんくう病院と連携し、医療資源を集約しつつ、通常の医療提供体制も維持しています。

キ リハビリテーション医療

早期離床や廃用症候群予防のため、早期から急性期リハビリテーションを行っています。がんリハビリテーションや心臓リハビリテーションも実施し、回復期医療機関との連携を図ります。

（２）知多半島りんくう病院

ア 救急医療

軽症患者への初期救急医療と、2次救急医療機関として入院治療を要する救急医療を提供しています。対応困難な患者は総合医療センター等へ紹介し、新興感染症や災害時にも連携して対応しています。

イ 災害医療

総合医療センターと連携し、広域的・局地的災害発生時に地域防災計画に基づいた医療を提供します。軽症・中等症傷病者の診療体制を構築し、重症患者の搬送にも備えています。災害時の透析医療も提供します。

ウ 小児医療

一般小児医療と平日日中の初期小児救急医療を提供し、症例に応じて総合医療センター等へ紹介しています。

エ がん医療

総合医療センターと連携し、補完的ながん医療や薬物療法を実施します。在宅療養を希望する患者には、継続的な支援を提供しています。

オ 脳卒中・心筋梗塞医療

総合医療センターや急性期医療機関と連携し、患者の病態を適切に評価しています。集中的なリハビリテーションを実施し、再発予防の治療も行っています。慢性期医療機関や在宅医療機関との連携も図っています。

カ 糖尿病医療

総合的な糖尿病治療を実施し、合併症予防に努めます。教育入院や糖尿病教室、訪問看護ステーションとの連携を通じて、患者の自己管理をサポートしています。

キ 感染症医療

特定感染症指定医療機関として、新興感染症のまん延防止に努めています。一類感染症発生時には、迅速な収容・治療に対応し、感染症患者の長期入院に備えた職員育成も行っています。

ク リハビリテーション医療

総合医療センターから患者を受け入れ、日常生活機能の向上や社会復帰を目的とした専門的で集中的な回復期リハビリテーションを 365 日体制で提供しています。退院後の継続的なリハビリテーションも支援しています。

ケ 高度生殖医療

不妊症の原因を取り除くための高度な医療を提供しています。胚培養士の育成に努め、不妊治療後の妊婦健診や分娩施設への円滑な引き継ぎも行っています。

(3) 訪問看護ステーション

ア 地域包括ケアシステムの構築

地域の訪問看護事業所や介護事業所と連携し、地域全体の在宅医療・在宅介護の質の向上に貢献に取り組んでいます。

9 業務の成果及び当該業務に要した資源

(1) 自己評価

大項目	評価
第2 提供する医療サービスその他の業務の質の向上に関する事項	A
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	A
第4 財務内容の改善に関する事項	B
第5 その他業務運営に関する重要事項	A

全ての項目に対する行政コスト（資源）：26,708 百万円

〈評価区分〉

判断の目安となる業務実績

S：年度計画を大幅に上回って達成している

（定量的目標においては年度計画値の 120 超）

A：年度計画を上回って達成している

（定量的目標においては年度計画値の 100 超 120 以下）

B：年度計画と概ね合致している

（定量的目標においては年度計画値の 80 超 100 以下）

C：年度計画をやや下回っており、改善を要する

(定量的目標においては年度計画値の 60 超 80 以下)

D：年度計画を下回っており、抜本的な改善を要する

(定量的目標においては年度計画値の 60 以下)

10 予算及び決算の概要

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	理由
収入				
営業収益	23,013	22,872	▲141	
医業収益	20,659	20,003	▲656	
入院収益	13,903	13,661	▲242	①
外来収益	5,951	5,748	▲203	②
その他の医業収益	805	594	▲211	
介護事業収益	118	105	▲13	
運営費負担金	1,953	1,970	+17	
資産見返補助金戻入	232	198	▲34	
補助金等収益	51	595	+544	③
営業外収益	433	399	▲34	
運営費負担金	312	297	▲15	
その他営業外収益	121	102	▲19	
臨時収益	0	20	+20	
計	23,446	23,291	▲155	
支出				
営業費用	25,547	25,025	▲522	
医業費用	24,565	24,469	▲96	
給与費	11,196	11,716	+520	④
材料費	5,061	5,063	+2	⑤
経費	4,348	4,020	▲328	⑥
減価償却費	3,957	3,622	▲335	
その他	2	48	+46	
介護事業費用	122	113	▲9	
一般管理費	861	444	▲417	
給与費	619	353	▲266	⑦
経費	91	65	▲26	
減価償却費	85	26	▲59	
その他	66	0	▲66	
営業外費用	1,294	1,636	+342	
支払利息	472	447	▲25	
その他営業外費用	822	1,189	+367	
臨時損失	43	47	+4	
計	26,884	26,708	▲176	

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

<予算額と決算額の差額の説明>

- ① 総合医療センター入院収益の増加、りんくう病院入院収益の減少。
- ② 総合医療センター外来収益の増加、りんくう病院外来収益の減少。
- ③ 医療機関における賃上げ・物価上昇等に対する国県補助金の増加。
- ④ 賃金見直しに伴う人件費の増加。
- ⑤ 総合医療センター収益増加に伴う薬品費の増加。
- ⑥ 経費削減に伴う減少。
- ⑦ 医業費用（給与費）との区分変更による減少。

11 財務諸表の要約

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
固定資産	41,115	固定負債	44,166
有形固定資産	38,933	資産見返負債	1,569
無形固定資産	2,171	長期借入金	436
投資その他の資産	10	移行前地方債償還債務	35,138
流動資産	11,966	リース債務	2,326
現金預金	8,148	引当金(退職給付引当金)	4,696
未収金	3,606	資産除去債務	2
貯蔵品	207	流動資産	5,684
その他	6	短期借入金	0
		移行前地方債償還債務	3,237
		リース債務	254
		未払金	1,240
		未払費用	146
		寄付金債務	48
		預り金	38
		引当金(賞与引当金)	722
		負債合計	49,850
		純資産の部	金 額
		資本金	6,649
		資本剰余金	0
		利益剰余金	▲3,417
資 産 合 計	53,082	負債純資産合計	53,082

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

② 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 (A)	23,271
営業収益	22,872
営業外収益	399
経常費用 (B)	26,661
医業費用	24,469
介護事業費用	113
一般管理費	444
営業外費用	1,636
経常損益 (C=A-B)	▲3,390
臨時損益 (D)	▲27
当期純損益 (C+D)	▲3,417

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

③ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

区 分	資本金	資本剰余金	利益剰余金 (又は繰越欠損金)	純資産合計
当期首残高	6,649	0	0	6,649
当期変動額	0	0	▲3,417	▲3,417
当期末残高	6,649	0	▲3,417	3,232

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

④ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	▲415
投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	▲12,120
財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	▲175
当期増減額 (D=A+B+C)	▲12,711
資金期首残高 (E)	15,858
資金期末残高 (D+E)	3,148

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

⑤ 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
損益計算書上の費用 (A)	26,708
医業費用	24,469
一般管理費	444
営業外費用	1,636
介護事業費用	113
臨時損失	47
その他行政コスト (B)	0
行政コスト (A+B)	26,708

(注)計数は、端数をそれぞれ四捨五入しているため、合計で一致しないものがあります。

12 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

①貸借対照表

(1) 資産

・令和7年度末の資産合計は53,082百万円となり、期首残高と比較して8,545百万円(14.0%)減少しました。主な要因は、減価償却累計額の増加による固定資産の減少(985百万円)と、多額の未払金(総合医療センターの移転に伴う経費及び医療機器等分)の精算等による現金預金の減少(7,710百万円)です。

(2) 負債

・令和7年度末の負債合計は49,850百万円となり、当期首残高と比較して5,128百万円(9.4%)減少しました。固定負債では、移行前償還債務3,237百万円を流動負債に振り替えたことにより減少しましたが、ES業務に係るリース契約を新たに締結したためリース債務が2,326百万円増加し、結果として762百万円(1.7%)減少しました。また、多額の未払金の精算により流動負債は4,366百万円(43.4%)減少しました。

(3) 純資産

・純資産は3,232百万円となり、当期首残高と比較して3,417百万円(51.4%)減少しました。これは、当期純損失3,417百万円の計上によるものです。

②損益計算書

(1) 営業収益

・令和7年度の営業収益は22,872百万円となり、年度計画と比較して141百万円減少しました。主な要因は、医業収益における入院収益が242百万円、外来収益が203百万円、その他医業収益が211百万円それぞれ減少したためです。一方で、補助金収益が544百万円増加したことにより、減少幅は縮小しました。

(2) 営業費用

- ・令和7年度の営業費用は25,025百万円となり、年度計画と比較して522百万円減少しました。これは、人件費が機構全体で254百万円増加したものの、経費が354百万円、減価償却費が394百万円それぞれ減少したことが主な要因です。

(3) 当期純損失

- ・令和7年度の当期純損失は3,417百万円となり、年度計画と比較して21百万円悪化しました。

③純資産変動計算書

- ・令和7年度の純資産は3,232百万円となり、当期首残高と比較して3,417百万円(48.6%)減少しました。これは、繰越欠損金3,417百万円の計上によるものです。

④キャッシュ・フロー計算書

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー

- ・令和7年度の業務活動によるキャッシュ・フローは415百万円の支出でした。

(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー

- ・令和7年度の投資活動によるキャッシュ・フローは12,120百万円の支出でした。知多半島総合医療センターの移転に伴う有形固定資産の取得による支出及び定期預金預入による支出が主な要因です。

(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー

- ・令和7年度の財務活動によるキャッシュ・フローは175百万円の支出でした。移行前地方債償還債務1,178百万円、リース債務224百万円の支出が主な要因です。

⑤行政コスト計算書

- ・令和7年度の行政コストは26,708百万円でした。内訳は全額損益計算書上の費用です。

13 内部統制の運用状況

<内部統制の運用（業務方法書第5条、第6条、第14条）>

機構は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法、他の法令、両市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するため内部統制委員会を設置し、基本方針の策定やモニタリングの実施など内部統制システムの充実・強化を進めています。

また、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構内部通報に関する細則」に基づき、通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、通報の受付・調査等必要な対応を実施しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第 12 条、第 13 条）>

監事は、機構の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に提出し、監査の結果、是正又は改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は、業務の適正かつ能率的な執行を図るとともに、会計処理の適正を期するため、その指定した役職員に内部監査を行わせ、その結果を報告させることとしています。令和 7 年度の内部監査は、法人本部（事務局）、両病院（医事業務課）を中心に会計処理、契約事務及び文書取扱事務を対象に監査を実施しました。

<入札及び契約に関する事項（業務方法書第 15 条）>

入札及び契約については、「地方独立行政法人知多半島総合医療機構契約規程」に基づき適正に実施しています。また、予定価格（設計金額）が一定額以上（工事又は製造の請負、医療機器等の購入については 1,000 万円以上、委託・賃貸借契約、什器・備品の購入については 500 万円以上）の契約については、知多半島総合医療機構指名審査会にて、契約の内容、契約方法、契約の相手方について審査することとしています。令和 7 年度は 145 件の案件を審査しました。

<予算の適正な配分（業務方法書第 16 条）>

毎年 1 月の理事会において、次年度の予算案を諮り、審議することによって、予算額を決定することとしています。

14 法人に関する基礎的な情報

法人名称 : 地方独立行政法人知多半島総合医療機構

所在地 : 半田市横山町 192 番地

設立年月日: 令和 7 年 4 月 1 日

運営病院等: 知多半島総合医療センター

知多半島りんくう病院

訪問看護ステーションきずな

沿革 : 2010 年 半田市・常滑市医療連携等協議会を設置

2019 年 「半田運動公園東側土地」を新半田病院の建設予定地に決定

2020 年 常滑市・半田市医療提供体制等協議会設置に関する協定の締結

2021 年 半田市・常滑市で地方独立行政法人の共同設立、経営統合に関する基本協定書を締結

常滑市・半田市医療提供体制等協議会、半田市立半田病院・常滑市民病院統合会議、市民説明会等の開催

2022 年 半田市・常滑市病院経営統合準備会議等を設立

2023 年 地方独立行政法人知多半島総合医療機構定款制定、評価委員設置、中期目標制定

2024 年 地方独立行政法人認可申請

2025 年 地方独立行政法人知多半島総合医療機構 設立

組織図 :

